

(指定訪問介護)

株式会社 栄光サービスセンター

重要事項説明書

(京都府指定 第2672600216号)

当事業所は、ご利用者様に対して指定訪問介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
次のとおり説明します。

1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 栄光サービスセンター
代表者氏名	代表取締役 大槻 真由美
所在地 (電話・FAX番号) (ホームページ)	京都府福知山市字内記48番地の7 電話：0773-22-1272 FAX：45-3433 http://eikou-service.com/
法人設立年月日	平成11(1999)年9月28日



2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	株式会社 栄光サービスセンター
事業所所在地	京都府福知山市字内記48番地の7
連絡先 管理者名 相談担当者名	電話：0773-22-1272 FAX：45-3433 管理者氏名：大槻 真由美 相談担当者氏名：大槻 真由美
事業所の通常の 事業の実施地域	福知山市(その他の地域でもご相談承ります)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止のため、入浴、排せつ、食事の介助、その他生活全般にわたる援助を行います。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日(祝祭日を含む)(12月29日～1月3日を除く)
営業時間	午前9:00～午後6:00(24時間電話等で連絡をお受けいたします)

(4) サービス提供時間

サービス提供日	365日
サービス提供時間	午前9:00～午後6:00（ご希望に応じ24時間対応いたします）

(5) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	従業員の指導監督、業務管理を行います。	常勤 1名
サービス提供責任者	計画作成、技術指導、訪問介護を行います。	常勤 4名
訪問介護員	訪問介護の提供を行います。	常勤 5名 非常勤 13名
事務職員	必要な事務を行います。	常勤 2名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容	
訪問介護計画の作成評価	居宅サービス計画に基づき訪問介護改革を作成・評価し、その結果を書面に記載して説明の上交付します。	
身体介護	食事介助	食べやすいように工夫して食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	その他	身体介護に関わること、自立生活支援のための見守りの援助を行います。
生活援助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	生活援助に関わることを行います。
その他のサービス	訪問相談等を行います。	

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

◆基本部分◆

サービスの内容		利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
1回あたりの所要時間					
身体介護	20分未満	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上 30分未満	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上 1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上 1時間 30分未満	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	1時間 30分以上	30分 増すごとに 820円を加算	30分 増すごとに 82円を加算	30分 増すごとに 164円を加算	30分 増すごとに 246円を加算
引き続き「生活援助中心型」 を算定する場合 (身体介護の所要時間が 20分以上の場合に限る)		25分 増すごとに 650円を加算	25分 増すごとに 65円を加算	25分 増すごとに 130円を加算	25分 増すごとに 195円を加算
生活援助	20分以上 45分未満	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	2,200円	220円	440円	660円

※ 利用者負担額は、原則として負担割合証に応じた額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

◆加算部分◆

加算の種類と 算定回数等	加算の要件	加算額			
		利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
初回加算 (初回のみ)	新規の利用者へサービスを提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上 連携加算Ⅰ (1月につき)	サービス提供責任者が訪問 リハビリテーション事業所 の理学療法士等に同行し、 共同して利用者の心身の状 況等を評価した上、生活機 能向上を目的とした訪問介 護計画を作成し、サービス を提供した場合	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上 連携加算Ⅱ (1月につき)		2,000円	200円	400円	600円
緊急時 訪問介護加算 (要請1回につき)	利用者や家族等からの要請 を受け、緊急に身体介護サ ービスを提供した場合	1,000円	100円	200円	300円
介護職員等 処遇改善加算Ⅰ (1月につき)	介護職員の処遇を改善する 取り組みを行うための算定 要件を満たす場合	基本料と各 種加算合計 の24.5%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割
特定事業所加算Ⅱ (1回につき)	体制要件・人員要件に適合 した場合	基本利用料 の10%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割
早朝・夜間 深夜加算	早朝(午前6時～午前8時) 夜間(午後6時～午後10時)	基本利用料 の25%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割

	深夜(午後 10 時～ 翌午前 6 時)	基本利用料 の 50%	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
--	-------------------------	----------------	------------	------------	------------

- ※ 料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護サービス計画に定められたサービスに係る標準的な時間を基準とします。
- ※ 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ利用者又はその家族等の同意を得て、同時に 2 人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、2 人分の料金となります。
- ※ 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた部分の全額をご負担いただくこととなります。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

(1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり・花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ、室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

(2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する生活支援サービスなどの活用のための助言を行います。

(3) 前項記載のサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。

4 その他の費用について

① 交通費	通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。
-------	-------------------------

	それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。 なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費をいただきます。 通常の事業の実施地域を超えて ・片道概ね 5 キロメートル未満 500 円 ・片道概ね 5 キロメートル以上については、概ね 1 キロメートル単位 で 100 円を加算
② キャンセル料	サービスの利用を中止される場合は、キャンセル料をいただきます。 ・1 回につき 1,000 円（前日の 18 時以降にご連絡の場合） ※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合にはキャンセル料 は請求いたしません。
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。
④ 外出介助における公共交通機関等の交通費	実費相当を請求いたします。

5 利用料等の請求及び支払方法について

毎月 10 日までに先月分の請求をいたしますので、請求月の 20 日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金又は下記のいずれかの方法でお支払いください。お支払いの確認後、領収書を発行いたします。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	・京都銀行 福知山支店 (普) 3 8 2 5 6 1 5 ・京都北都信用金庫 福知山中央支店 (普) 1 0 0 8 5 7 2 ・ゆうちょ銀行 (記号) 1 4 4 2 0 (番号) 3 0 3 8 1 6 9 1 口座名義人 (株式会社栄光サービスセンター 代表取締役 大槻真由美)
口座引き落とし	・京都北都信用金庫 ・ゆうちょ銀行

6 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って介護保険被保険者証を提示してください。また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) サービス提供は、利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」に基づいて行い、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (3) 「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明し同意を得た上で交付します。また利用者等の心身の状況や意向等の変化により必要に応じて変更することができます。

7 身体的拘束等及び高齢者虐待防止

- (1) 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
- (2) 利用者等の人権の擁護・虐待防止等のため、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上のため研修等を実施し、利用者の権利擁護に取り組める環境を整備しています。サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。

8 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

かかりつけの病院	(フリガナ)
	(病院名)
	(所在地)
	(主治医)
緊急連絡先 (家族等)	(電話番号)
	(フリガナ)
	(氏名)
	(続柄)
	(住所)
	(電話番号)
	(携帯番号)

9 事故発生時の対応方法について

サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村及び府、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 サービス提供の責任者

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら何なりとお申し出ください。

サービス提供責任者	
-----------	--

11 サービス提供に関する相談、苦情申立の窓口

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談や苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置しています。第三者の窓口には公正を図るため事業所外の専門家を設置しています。

(事業者の窓口) 事業所における苦情の受付	相談担当者 大槻 真由美 解決責任者 大槻 真由美 電話番号 0773-22-1272 FAX番号 0773-45-3433 受付時間 午前9:00～午後6:00(定休日除く)
(市町村の窓口) 福知山市福祉保健部高齢者福祉	所在地 福知山市字内記13番地の1 電話番号 0773-24-7013 受付時間 午前9:00～午後5:00(平日)
(公的団体の窓口) 京都府国民健康保険団体連合会	所在地 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620 電話番号 075-354-9011 受付時間 午前9:00～午後5:00(平日)
(第三者の窓口) 一般社団法人 愛生会介護老人保健施設 おおやけの里 管理部次長	相談担当者 辻 智典 所在地 京都市山科区大宅向山10-5 名称 一般社団法人愛生会介護老人保健施設

京都市認知症介護指導者 京都福祉専門学校講師 介護労働安定センター京都支部 人材養成コンサルタント	おおやけの里 電話番号 075-575-4111 受付時間 午前9:00～午後5:00(平日)
--	---

12 サービス・契約の終了及び解除について

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が介護保険施設その他訪問介護の対象とならない施設に入所または入院した場合
- (2) 利用者について要介護認定が受けられなかった場合
- (3) 利用者が死亡した場合
- (4) その他
 - ①利用者又は家族の非協力など、双方の信頼関係を損壊する行為に改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所及びサービス提供責任者・訪問介護員の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合には、福知山市福祉保健部高齢者福祉課及び福知山市地域包括支援センターへ相談を行い、契約を解除させていただくことがあります。
 - ②以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合、契約を解除いたします。
 - ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物を向ける、手を払いのける、等）
 - ・セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的卑猥な言動、等）
 - ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為、等）

13 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	3年ごとに実施しています。
実施した直近の年月日	令和4年10月28日
第三者評価機関名	特定非営利活動法人京都府認知症グループホーム協議会
評価結果の開示状況	介護事業所検索サイト(介護サービス情報公表システム)へ掲載、ホームページ上で公開・公表しています。

14 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、インターネット上に開設する事業所のホームページにおいて公開しています。

15 個人情報の保護及び秘密の保持について

- (1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得るものとします。

16 個人情報の利用について

事業所及び事業所の従事者は、利用者及び家族等の個人情報について、守秘義務に徹し、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用します。

記

1 使用目的

- (1) 適切なサービス提供のための情報収集と居宅介護支援事業所の職員及び各居宅サービス事業所の担当職員との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態及び家族等の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 前項の他、居宅サービス事業所又は利用されるその他福祉サービスとの連絡調整が必要な場合。
- (3) 現に介護サービスを利用されている場合で利用者及び家族等が体調を崩し、又は怪我などで病院へ行った時の医師・看護職員等への情報提供を行う場合。

2 使用する条件

- (1) 個人情報の利用にあたっては、使用目的の範囲内で必要最小限の使用に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した場合は、使用した会議、相手方、内容等について記録する。

3 個人情報を提供する事業所等

- (1) 居宅サービス計画に記載されている居宅サービス事業所
- (2) 居宅介護計画に記載されている職員並びに協力者等
- (3) かかりつけ医の所属する病院又は診療所・医院等
- (4) 緊急時に診療を受ける場合の前項以外の病院等
- (5) 福祉事務所・保健所・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等

4 個人情報の内容

- (1) 氏名・住所・健康状態・病歴・家族状況その他一切の利用者及び家族等個人に関する情報
- (2) 認定調査票・主治医意見書・介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- (3) その他の情報

5 使用する期間

- (1) 契約締結日から契約終了日までの期間

6 肖像権の使用

- (1) 写真・映像をパンフレット・ホームページ・社内研修・広報誌・掲示物等に使用

以上

17 重要事項の説明及び年月日

令和 年 月 日

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者 (所在地) 京都府福知山市字内記 48 番地の 7
(法人名) 株式会社 栄光サービスセンター
(代表者) 代表取締役 大槻 真由美 ㊞
(事業所) 株式会社 栄光サービスセンター

(説明者) _____ ㊞

私は、本書面に基づいて重要事項及び個人情報の利用に関する説明を受け、訪問介護サービスの提供及び個人情報の使用について同意のうえ本書面を受領しました。

利用者 (住 所) _____
(氏 名) _____ ㊞

*上記署名は、(氏名)
(続柄) _____ が代行しました。

家族の代表(代理人)
(住 所) _____
(氏 名) _____ ㊞
(続 柄) _____